

議案第119号

養父市給水条例の一部を改正する条例の制定について

養父市給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市給水条例の一部を改正する条例

養父市給水条例（平成16年養父市条例第266号）の一部を次のように改正する。

第29条に次の2号を加える。

- (5) 給水装置工事事業者の指定を新規に行うとき 1件につき 20,000円
- (6) 給水装置工事事業者の指定の更新を行うとき 1件につき 10,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第119号 養父市給水条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1件につき 2,000円</p> <p>(2) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）をするとき 1回につき 2,000円</p> <p>(3) 第7条第2項の工事検査をするとき 1回につき 2,000円</p> <p>(4) 給水の開始をするとき 1件につき 1,000円</p>	<p>(手数料)</p> <p>第29条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1件につき 2,000円</p> <p>(2) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）をするとき 1回につき 2,000円</p> <p>(3) 第7条第2項の工事検査をするとき 1回につき 2,000円</p> <p>(4) 給水の開始をするとき 1件につき 1,000円</p> <p><u>(5) 給水装置工事事業者の指定を新規に行うとき 1件につき 20,000円</u></p> <p><u>(6) 給水装置工事事業者の指定の更新を行うとき 1件につき 10,000円</u></p>